

外国人留学生の資格外活動についてのガイドライン

令和6年3月18日

国際交流委員会

1. 外国人留学生の資格外活動

在留資格「留学」を持って日本に滞在している外国人の活動は、原則として勉学に限定されているため、報酬を受ける活動はできませんが、事前に出入国管理庁に資格外活動の許可を受けた場合は、下記の事項に注意して、学業に支障のない範囲で行ってください。

- (1) 資格外活動許可を得る前に報酬を伴う活動に従事することはできません。資格外活動許可を受けずに、アルバイト等の報酬を受ける活動を行った場合は、罰則を科せられ退去強制の対象となります。
 - (2) 活動できる時間は1週間につき28時間(長期休業期間にあつては1日につき8時間)までです。
 - (3) 複数のアルバイトを掛け持ちする場合は、全勤務先の就労時間の合計が(2)の範囲を超えないようにしてください。
 - (4) 休学期間中にアルバイトはできません。
 - (5) 風俗営業、風俗関連営業を行っている店でのアルバイトはできません。
 - (6) 無報酬のインターンシップについては、資格外活動許可を得る必要はありません。
 - (7) ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)、チューターとして、大学で教育・研究を補助する場合は、資格外活動許可を受ける必要はありません。
- ※ 後でトラブルにならないためにも、面接時に仕事内容・労働条件・賃金の支払い方法などについてよく確認し、メモなどを残しておきましょう。できれば、内容を文書(雇用契約書)で受け取っておくことが望ましいです。

2. 国費外国人留学生の資格外活動

国費外国人留学生は、日本政府から学修及び生活のために給与の支給を受けていることから、上記に加えて下記の事項についても留意して資格外活動を行ってください。

- (1) 事前に指導教員に学業や研究の進捗に支障がないことを確認し、アルバイトの許可を得てください。
- (2) 住民票のある都道府県の出入国管理庁に資格外活動許可を申請してください。入国時に上陸空港で資格外活動許可の申請を行わないでください。
- (3) 国費留学生として行う資格外活動は以下に掲げる業務が望ましいです。
 - ・自らの学修や研究活動に資する業務
 - ・公的機関の依頼に応じて行われる業務

- ・地域社会との交流や地域貢献に資する業務
- ・日本と諸外国の国際交流・友好親善に資する業務
- ・日本語能力向上や日本社会の理解促進に資する業務
- ・インターンシップなど将来の日本への就職に資する業務